(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和7年度】

※1～5:所管課記入、6:指定管理者記入、7～8:指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入

所管課	市民生活部文化スポーツ課
指定管理者	釜石市体育協会

1 施設名等 : 昭和園クラブハウス

施設名	昭和園クラブハウス
住所	釜石市中妻町三丁目1番
電話番号	0193－23－1061
ホームページ	なし

2 施設の概要

設置年月	昭和62年4月	根拠条例等	昭和園クラブハウス条例(昭和62年6月23日条例第5号)
設置目的	市民の健康の増進と福祉の向上を図るため。		
施設内容	集会室(35畳)、事務室、湯沸室、男子便所、女子便所		
利用料金	別表料金表参照		
営業日等	1月4日から12月28日まで		
営業時間	9時から21時		

3 指定管理者

指定管理者名	釜石市体育協会
選定方法	(公募(応募者数:1)) ・ 非公募(随意指定)
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日 (3年間)

4 指定管理料(決算ベース)

令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	差 (B)－(A)
4,130 千円	4,077 千円	△ 53 千円

5 指定管理者が行う業務

①施設の積極的な利用の促進に関すること、②施設の利用許可及び利用料金の収受に関すること、③施設及び備品棟の管理に関すること
④諸設備の維持管理に関すること、⑤施設の安全対策に関すること、⑥有事の際の、施設の災害時等の利用に関すること

6 利用実績等

(1) 利用実績 (単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	535	311	407	500	443	432	813	220	216	330	602	500	5,309
令和7年度 (B)	459	282	469	525	576	409	585	157	236	319	853	453	5,323
増減数 (B)－(A)	△ 76	△ 29	62	25	133	△ 23	△ 228	△ 63	20	△ 11	251	△ 47	14
主な増減要因等	高齢化により団体解散及び定期的に利用していた団体が減少したこと(人数的には当館で行う市の各種健診の回数が減少)												

(2) 利用料金収入 (単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	21,460	7,210	9,280	8,310	5,960	8,710	10,710	11,810	8,830	14,380	19,630	17,170	143,460
令和7年度 (B)	18,100	6,390	8,060	5,280	5,640	13,210	9,240	8,230	8,120	12,030	22,120	12,330	128,750
増減数 (B)－(A)	△ 3,360	△ 820	△ 1,220	△ 3,030	△ 320	4,500	△ 1,470	△ 3,580	△ 710	△ 2,350	2,490	△ 4,840	△ 14,710
主な増減要因等	高齢化により団体解散及び定期的に利用していた団体が減少したこと(民間(市内事業所対象)の健康診断の回数が減少)												

見直しの有無	有　・　(無)
(有の場合)見直し内容	

(4) 営業日・時間の見直し状況(対前年度比)

総営業日数	令和6年度　：354日
	令和7年度　：358日
総営業時間	令和6年度　：4,248 時間
	令和7年度　：4,296 時間
見直しの有無	有　・　(無)
(有の場合)見直し内容	

(5) サービス向上のため実施した内容

●館内の出来るだけのスペースを有効に貸し出し(和室、フロア、小会議室のように)
●フリーWi-Fiの提供
●冬季間フロア利用者がある場合にガスストーブ設置　(通常は設置なし)
●夏季、和室(エアコン設置場所)とフロア(トイレ含み)の温度差により体調変化の確認と熱中症対策の一環で温度計を設置

(6) 利用者の主な声とその対応状況

●和室ではなく、フローリングにしてイスとテーブルの方が良い　→　大規模修繕となるため現状のまま。座敷用イスを20脚設置したことで、好評の声も多数あり
●フローリングに出来ないのであれば畳の張りかえは出来ないものか？　→　大規模修繕となるので回答先送り
●和室の入口(襖)の建付けが悪くなってきていることで、隙間があり冷暖房の効きが悪い　→　隙間テープ等で対応。利用者からは、だいぶ改善されたと報告あり

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)　※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

評価項目	指定管理者	評価	所管課	評価	指定管理者評価委員会最終評価
施設の目標に沿った管理運営	利用者目線となり、丁寧な接遇と迅速な対応に努め、満足度の向上を図った	B	広く市民に利用されており、市民の健康増進と福祉の向上に寄与しているといえる。	B	B
平等な利用の確保	少数利用者にも分室化して利用して頂くようにしている(小会議室・フロア(スペースのあるかぎり))	B	広く市民に利用されており、市民の健康増進と福祉の向上に寄与しているといえる。	B	B
利用者サービス向上の取組み	●当日利用の対応 ●フリーWi-Fiの提供	B	当日利用の対応、ネット環境の改善によりサービス向上に繋がった。	B	B
自主事業の実施	月1回親子サロン(未就学児親子対象)	B	新規事業により利用者増に繋がった。	B	B
職員・管理体制	●夜間の防犯防火対策の徹底 ●自然災害時の迅速な対応(マニュアル化) ●職員不在時でも対応可能なように緊急連絡先を掲示	B	適正人員、不在時でも対応可能の改善ができている。	B	B
収支状況	定期的に利用していた団体の解散や、利用減に伴い減収となった	B	新規団体獲得を含め、スポーツ団体の研修等スポーツに即した利用を促し、収支改善に努めていただきたい。	B	B
今年度の取組み	●フロアに各種競技県大会優勝者の掲示 ●棚を設置し、整理整頓の強化	B	フロア内にて各競技の成績優秀者の掲示や整理整頓の維持に努めてほしい。 また、新規利用者獲得にも期待したい。	B	B
総合評価	会議等の他に、食事会やお茶会での利用もあり市民が利用しやすい施設として貸し出しを行えた	B	新規利用者が増えてきているので、リピート率向上や課題解決に繋がるようアンケート調査など、ニーズに沿った取組みが必要である。	B	B

(評価分類)　A：仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B：おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。
C：仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D：仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

項目	指定管理者	所管課	指定管理者評価委員会
制度の効果	利用団体は固定化されているが、新規の利用もあり、年間を通してまんべんなく利用者を確保しており制度の効果が出ている	施設利用に関して、高齢者団体の減少はあったが、新規利用もあり維持に繋げられている。継続して新規利用者が増えるような工夫をしていただきたい。	施設が地域コミュニティの場として活用され、一定の利用者を維持していることは評価できる。今後は新規利用者の開拓に取り組むとともに、地域住民が交流できる場としての機能を充実させ、幅広い利用の促進を図る必要がある。
施設の管理運営の課題	施設の老朽化への対応 ●和室の畳(最終張替2008年) ●玄関先のタイルの剥がれ ●外壁からの雨漏り(和室)	施設の老朽化については、市と協議のうえ、順次修繕に向け取り組み、軽微な修繕については、指定管理者において実施することを求める。 改善に向けた取り組みとしては、高齢者団体の減少を予測し、若年層を取り入れた利用者の拡大に努めてほしい。	市民に開かれた施設として、クーリングシェルター機能を含めた施設の利便性や活用方法を積極的に発信し、利用促進を図ることが必要である。また、老朽化への対応として清掃や修繕を適切に行い、利用しやすい施設環境の維持に努めることを期待する。